

事業の実施方法

交付申請

この補助金を申請しようとする方は、次の書類をそろえて安芸高田市商工会までご持参してください。

今年度から、受付期間を定めた「申込受付」を省略しております。
予算の範囲内で交付をいたします。

受付期間	平成27年4月13日(月)～ 補助金の予算が無くなり次第受付を終了します。 (※土日・祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00
提出先	安芸高田市商工会 住所：安芸高田市吉田町吉田979-2 TEL：0826-42-0560 FAX0826-42-0243

【提出書類】

- 1 交付申請書
- 2 工事計画書
- 3 補助対象チェックシート
- 4 誓約書
- 5 位置図
- 6 施工図(施工前、施工後がわかるもの)
- 7 工事費内訳書
- 8 工事着工前の写真
- 9 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- 10 工事請負契約書等の写し
- 11 市税等の滞納がないことを証明する書類(市外在住者のみ)

変更交付申請

事業の内容を変更するときは、変更に係る工事の着工前に、以下の書類を添えて、安芸高田市商工会まで持参又は郵送してください。

※補助金額の変更は、交付決定額を超えることはできませんのでご注意ください。

【提出書類】

- 1 変更交付申請書
- 2 工事計画書(変更箇所がわかるもの)
- 3 補助対象チェックシート(変更箇所がわかるもの)
- 4 誓約書(申請者の変更がない場合は省略)
- 5 施工図(施工前、施工後がわかるもの)
- 6 工事着工前の写真
- 7 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(家族の状況に変更がない場合は省略)
- 8 工事請負契約書の写し

申請の取下げ

補助決定者は、交付申請を取下げるときは、以下の書類を添えてすみやかに安芸高田市商工会まで持参又は郵送してください。

最終提出日：平成28年2月29日(金)

【提出書類】

- 1 申請取下げ届

完了実績報告

補助決定者は、補助事業が完了したときは、以下の書類を添えて、安芸高田市商工会まで持参又は郵送してください。

受付期間 工事完了後すみやかに提出してください。

最終報告日：平成 28 年 2 月 29 日

(※土日・祝日を除く)

9：00～12：00 13：00～17：00

提出先 安芸高田市商工会

住所：安芸高田市吉田町吉田 979-2

TEL：0826-42-0560 FAX0826-42-0243

【提出書類】

- 1 完了実績報告書
- 2 事業報告書
- 3 補助対象チェックシート
- 4 施工図
- 5 工事費内訳書
- 6 工事完了後の写真
- 7 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内に居住予定だった方のみ）
- 8 その他市長が必要と認めるもの

補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けましたら、請求書に捺印して安芸高田市建設部住宅政策課へ持参又は郵送してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

提出期限 平成 28 年 3 月 31 日（木）

(※土日・祝日を除く)

9：00～12：00 13：00～17：00

提出先 安芸高田市建設部住宅政策課

住所：安芸高田市吉田町吉田 791

TEL：0826-47-1202

工事中及び工事完了後の留意点

① 改修工事中内容の確認方法

改修工事の内容が事業の要件に該当していることを確認するため、市商工会による現地調査を行ないます。必要に応じて、改修工事中の写真を求めることがあります。

② 改修工事後の善良な管理について

この補助事業を受けて改修工事をしたものについては、当該工事の完了の日から10年間は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的にそって適切に使用する義務があります。

③ 交付決定の取消、補助金の返還について

万一、補助金の交付を受けた方が、補助金を他の用途へ使用し、補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件等に基づく市長の処分に違反したときは、交付の決定を取消し、補助金の返還を命じることがあります。

安芸高田市安全・安心・住環境リフォーム事業補助金申請の手続きの流れ

